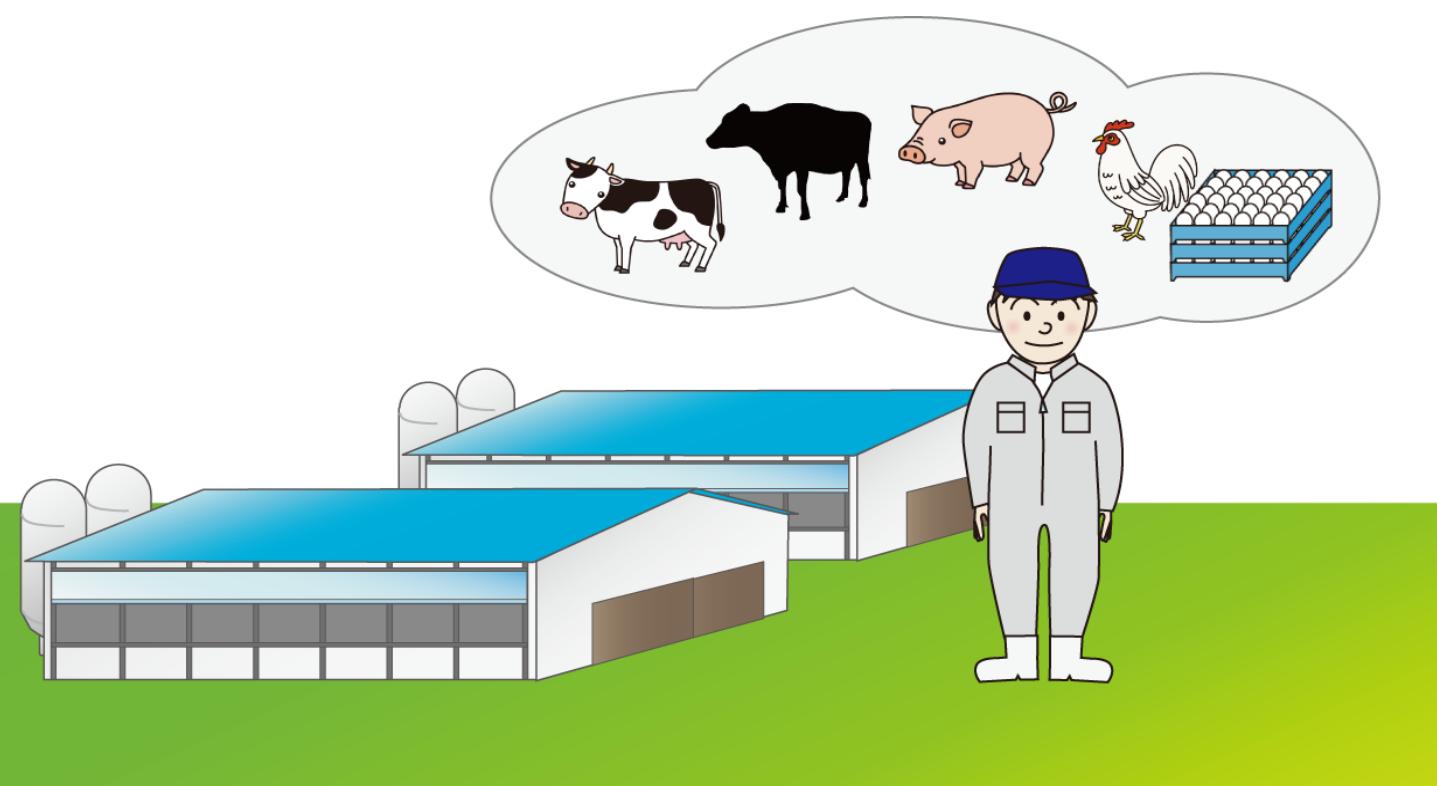


食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

各論 畜産業編



平成 28 年 3 月
農林水産省

はじめに

背景

トレーサビリティ (traceability) は、trace (追跡) と ability (可能性、能力) の2つの単語を合わせた言葉で、食品のトレーサビリティとは、食品の移動を把握できることを意味します。

日ごろから食品を取り扱った記録を残すことにより、万が一、健康に影響を与える事件・事故が起きたときの迅速な製品回収や原因究明のための、経路の追跡と遡及、表示が正しいことの確認などに役立ちます。責任の所在を明確にし、事業者自身を守ることにもつながります。

日本の畜産業においては、牛と牛肉に関しては、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下、牛トレーサビリティ法）により、事業者に対してトレーサビリティの取組みが義務づけられていますが、飼料・医薬品、生産物（生乳）、副生品（内臓、堆肥など）はこの制度の対象になっていません。

一方、牛以外の動物・畜産物や飼料については、食品衛生法等の法令において、記録の作成・保存に努めなければならないとされるにとどまっています。そのため、事業者は、食品事故等が起きたときの人々の健康への影響、取引先からの要望、取り組む際のコスト等を総合的に考えて、入荷から出荷までのどの工程で、記録の作成・保存等に関してどのような取組みをするか、みずから判断する必要があります。

そのためには、個々の事業者が具体的に何をすべきかを、より分かりやすく説明したもののが望まれます。

「実践的なマニュアル」の特徴

この「実践的なマニュアル 各論 畜産業編」は、畜産業と畜産業の関連事業（集送乳業、と畜・解体業、食鳥処理業、鶏卵選別包装業など）の関係者がこれからトレーサビリティに取り組んだり、またその取組みを見直して向上させるためのマニュアルです。

マニュアルでは、事業者の規模にかかわらず、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」で示された食品のトレーサビリティを確保するための基本事項に取り組めるよう、まずは各業種別の「トレーサビリティの取組要素とチェックリスト」を使って、事業者がみずからの取組状況を確認した上で、徐々にステップアップできるように解説しています。

この「実践的なマニュアル」は、農林水産省「食品トレーサビリティ促進委託事業」により、さまざまな業種の取組事例の取材と、食品業界関係者、学識経験者、自治体、消費者等をあつめた検討会・分科会で議論を重ねて作成されました。



食品トレーサビリティシステム導入の手引き（平成 15 年 3 月初版、平成 19 年 3 月第 2 版）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/pdf/tebiki_rev.pdf

読んでいただきたい方

「実践的なマニュアル」シリーズは、特に中小規模の事業者や団体に利用いただくことを想定して作成しています。

「畜産業編」は、特に以下の立場の方に読んでいただきたいマニュアルです。

- ・規模の大きさや会社経営かどうかにかかわらず、事業者のなかで、トレーサビリティに関連する業務の手順を組み立て、記録様式を作成・管理する責任者。また、トレーサビリティの取組みについて意思決定をする経営者。
- ・生産者団体などにおいて、生産者の取組みを確認・支援する担当者。



※「実践的なマニュアル」は、作業を行うための業務マニュアルではありません。本マニュアルを参考にして、必要に応じて業種別や事業者内（もしくは、業界内）で現場に即した業務マニュアルを作成または見直しましょう。

目次

1 トレーサビリティが必要な理由	1
2 本マニュアル「各論 畜産業編」の使い方	2
2.1 対象とする業種の範囲	2
2.2 対象とする事業の範囲	3
2.3 読み進め方	5
3 ステップの構成	6
4 ステップ1 出生元・入荷先・出荷先の特定	9
4.1 出生の記録	10
4.2 入荷の記録	12
4.3 出荷の記録	14
4.4 販売の記録（消費者に直接販売する場合）	16
5 ステップ2 ものの識別	17
5.1 素畜の識別	19
5.2 飼料・医薬品の識別	23
5.3 飼育動物の識別	27
5.4 生産物（生乳、鶏卵）の識別	33
6 ステップ3 識別したものの対応づけ	36
6.1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ	38
6.2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ	38
6.3 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ1)	39
6.4 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ2）	45
6.5 ロットと出荷先の対応づけ	47
7 記録の保存・伝達	48
7.1 記録の保存	48

以下の事項は、業種にかかわらず共通する取組みなので、各論には掲載していません。総論を参照してください。

- 7.2 出荷先へのロット番号の伝達
- 7.3 トレーサビリティの検証
- 8 緊急時の追跡・遡及への備え



【巻末資料】 畜産業の関連事業における トレーサビリティのステップと取組要素	50
.....	
(1) 集送乳業	50
(2) と畜・解体業	52
(3) 食鳥処理業	55
(4) 鶏卵選別包装業.....	57

1 トレーサビリティが必要な理由

パック包装された鶏卵製品を購入した消費者から、『ゆで卵を作って食べたときに魚臭い』というクレームが数件寄せられた。原因を究明して、製品の品質を改善したい。



飼育中の動物に対して、いつ、どの医薬品を、どの飼育群に投与したのか、法律では努力義務となっていたため、正確に記録していなかった。問い合わせを受けた場合に、正確な情報提供ができない状態だった。



これらは他人事ではありません！

トレーサビリティに取り組んでいたら…

『ロットを特定し、迅速に原因究明！』

パックに印刷された識別記号をもとに記録を調べ、採卵した鶏舎とその鶏舎で給与した飼料を特定した。飼料の配合割合を見直すことにより商品の品質改善を図ることができた。



『正確な情報提供ができる！』

投薬の状況とその効果を正確に把握でき、問い合わせがあれば報告もできるようになった。正確に記録することを従業員に徹底することで、結果的に医薬品の利用を減らすことにつながった。



■トレーサビリティが問われた事例

【事例1】

問題： 2011年、飼料として給餌した稻わらが放射性物質に汚染されていたことが原因で、肉用牛から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出され、出荷停止となった。

対応： 放射性セシウムの検出が発覚する前に、同じ農家から出荷した肉用牛がすでに流通していたため、そのロットを特定し、個体識別番号等をもとに生産段階から流通段階へ追跡して、当該製品の回収を依頼し、被害の拡大を抑えることにつながった。

【事例2】

問題： 1999年、ベルギー産の鶏肉、鶏卵から高濃度のダイオキシンが検出され、当該製品及び当該製品を原料とした加工品がヨーロッパを中心に販売停止となった。

課題： 家畜飼料用原料の油脂が汚染されていたことが原因と判明した。畜産業者において、飼料の入荷記録、給餌記録の保存や対応づけを行っていれば、自身が出荷したロットに問題がないことを示すことができた。

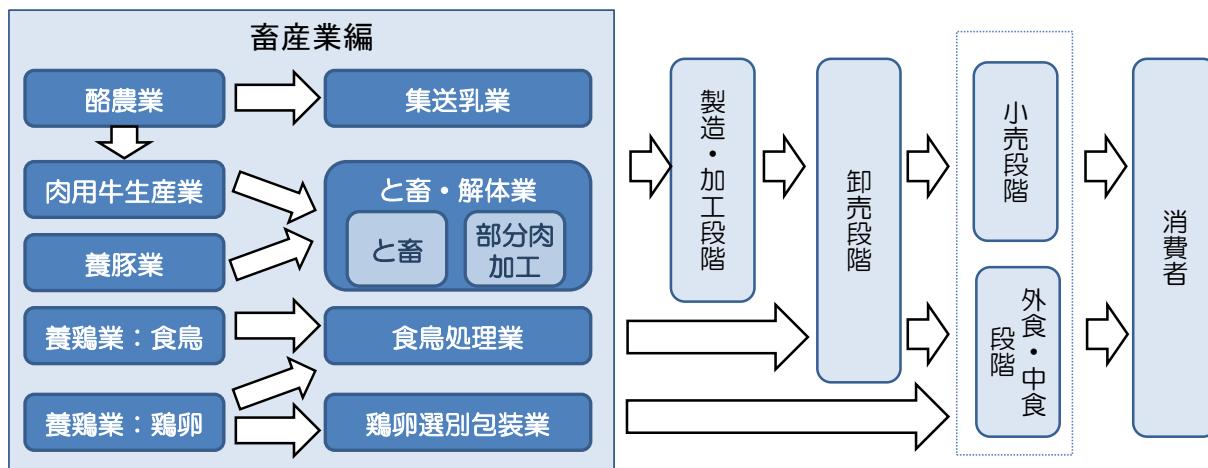
これらの事例のように、畜産業者自身に過失がなくても、大規模な事故が生じることがあります。このとき十分なトレーサビリティが確保されていれば、迅速で範囲を絞った回収ができ、原因究明も進めやすくなります。食品の流通が早く正常な状態に戻るので、事業者側の損害も抑えることができます。

2 本マニュアル 「各論 畜産業編」の使い方

2.1 対象とする業種の範囲

本マニュアルは、酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業（食鳥・鶏卵）、集送乳業、と畜・解体業、食鳥処理業、鶏卵選別包装業（GP事業）を対象にしています。

種豚場及び種鶏場、ふ卵場、育雛場、育成農場（子牛から成牛まで育成）については、本マニュアル内で詳しく解説をしておりませんが、養豚業や養鶏業（食鳥・鶏卵）、肉用牛生産業（繁殖農家）のための記述を参考に、みずからの取組みを確認するとよいでしょう。



One Point!

【動物の飼育や生産物の収集等を委託している場合のトレーサビリティの取組み】

畜産業者が、素畜や飼料・医薬品の入荷から飼育動物や飼育動物から収集した生産物の出荷までの間で、飼育、生産物の収集（たとえば搾乳）などの作業の全部または一部を委託している場合には、識別や記録の作成などのトレーサビリティに関わる業務についても、あわせて委託することがあります。そのような場合であっても、トレーサビリティを確保する一次的な責任は、委託先ではなく畜産業者自身にあります。委託先とよく相談しましょう。コントラクターに自給飼料の生産や、調製・配合を委託する場合も同様です。自給飼料の生産についてはp23のOne Point、調整・配合についてはp41のOne Pointを参照してください。

具体的には、以下のように進めるとよいでしょう。

- ①まずは、畜産業者自身がマニュアルを読み、取り組むべきステップを決めた上で、委託先に対し、必要な取組みを求めましょう。
- ②その際、委託先にもマニュアルを読んでもらい、畜産業者と委託先でトレーサビリティにそれぞれどのように取り組むか、相談した上で決めましょう。
- ③なお、トレーサビリティのための記録を、畜産業者と委託先のどちらが保存するとしても、いつでも参照できるようにしましょう。業務委託契約が終了したあとも、記録を一定期間保存しましょう。

2.2 対象とする事業の範囲

畜産業

畜産業については、日本標準産業分類をもとに、以下の表に該当する事業を取り扱います。

日本標準産業分類		
(中分類)	(小分類)	該当する事業（細分類）
O1 農業	O12 畜産農業 (「O125 畜産類似業」、 「O126 養蚕農業」と「O129 その他の畜産農業」は除く)	O121 酪農業 O122 肉用牛生産業 O123 養豚業 O124 養鶏業

注：「O134 畜産サービス業（獣医業を除く）」は、本マニュアルの対象から除く。

0134 畜産サービス業（獣医業を除く）：主として請負で種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種卵採取、心卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所をいう。（日本標準産業分類（平成25年10月改定）より一部引用）

Q&A 1

Q 牛トレーサビリティ法の対象業種にも、このマニュアルは役立ちますか？

A 牛トレーサビリティ法は、牛と牛肉のトレーサビリティが確保できる取組みを定めています。一方、この「実践的なマニュアル 畜産業編」では、牛トレーサビリティ法では定めのない、飼料・医薬品・生産物（生乳）・副生品（内臓、堆肥等）の取扱いの記録等についても解説しています。したがって、酪農業、肉用牛生産業でもお役立ていただけます。

畜産業の関連事業

畜産業の関連事業として、集送乳業、と畜・解体業、食鳥処理業、鶏卵選別包装業（GP事業）も対象です。なお、本マニュアルの「4ステップ1」から「6ステップ3」は、畜産業向けに記載しています。畜産業の関連事業の取組内容は、巻末資料「畜産業の関連事業におけるトレーサビリティのステップと取組要素」（p50～p58）をご覧ください。

業種	説明
集送乳業	酪農家が搾乳した生乳をローリー車で集乳し、生乳の処理、乳製品の製造業者に出荷する事業。
と畜・解体業	食用に供する目的で獣畜をと殺・解体する事業（と畜業）。なお、と殺・解体から、部分肉加工まで一貫して行う事業を含む。
食鳥処理業	食用に供する目的で食鳥をと鳥し、または解体する事業。
鶏卵選別包装業 (GP事業)	養鶏業者が採卵、出荷した原料鶏卵を洗浄、計量・選別、包装し、鶏卵を出荷する事業。

注：部分肉加工のみを行う場合は、「実践的なマニュアル 製造・加工業編」を参照。

Q&A 2

Q 畜産業者が、自身で生産した畜産物（鶏卵）を使用、またはみずから生乳の処理を実施、生体のと畜等を委託し、それらを原料として食品加工を行う場合は、どこを参照するとよいですか？

A 「実践的なマニュアル 製造・加工業編」を参照することをお奨めします。
原則として、畜産業者は生産と加工を別の部門とみなし、加工部門については「製造・加工業編」を読み、適切なトレーサビリティを確保しましょう。

2.3 読み進め方

トレーサビリティの取組みの意味や効果を理解してから、業務の手順を組み立てたい人は、総論から先に読んでください。すぐに実践したい人は、業種別の各論から先に読むとよいでしょう。

本マニュアルでは、主に畜産業における取組みのステップと取組要素について解説しています。畜産業の関連事業は、巻末資料の「畜産業の関連事業におけるトレーサビリティのステップと取組要素」で、主要な取組み内容を述べていますので、参考にしてください。各論については、以下の流れに沿って読むとよいでしょう。

① まず畜種や業種に対応したチェックリスト(別冊)により、みずからトレーサビリティの取組みがどのステップまでできているか確認します。

畜産業のチェックリストは各畜種・業種の別冊をご覧ください。

② 次に、実施できていない、または取組みを進めたいステップの説明を読み、取り組むべきステップの内容を確認してください。

生産者団体に所属している場合には、取り組むべきステップを定めるにあたり、団体の指導担当者と相談するとよいでしょう。

③ 取り組むべきステップについての解説に留意しながら、業務の作業手順を組み立てます。それにもとづいて、作業を実行し、手順どおりに作業できているか管理しましょう。

各取組要素のチェックリストを見て、分からぬ部分があれば、取組要素別の「解説」をご覧ください。

④ チェックリストに戻り、次のステップに取り組みましょう。最終的には、ステップ3まで取り組みましょう。

【参考】「実践的なマニュアル」シリーズの構成

「実践的なマニュアル」シリーズは、以下の3種類の冊子で構成されています。

実践的なマニュアル 総論

【理論編】

- 取組みの意味、効果
- 各ステップの取組み内容
- 用語の解説

実践的なマニュアル 各論

【実践編】

- 各業種が対象とする範囲
- 各業種における各ステップの取組みの対象と進め方
- 取組みのヒント(One Point!)や取組事例の紹介

実践的なマニュアル 取組手法編

- 業種別の各論マニュアルを補完
- 様式集や現場で活用できるその他の手法

※すべて下記の農林水産省 web サイトからダウンロードできます。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

3 ステップの構成

畜産業には、様々な畜種や飼育動物からの生産物（生乳、鶏卵）がありますが、入荷から出荷までの流れに注目すると、大きく2つに分類することができます。

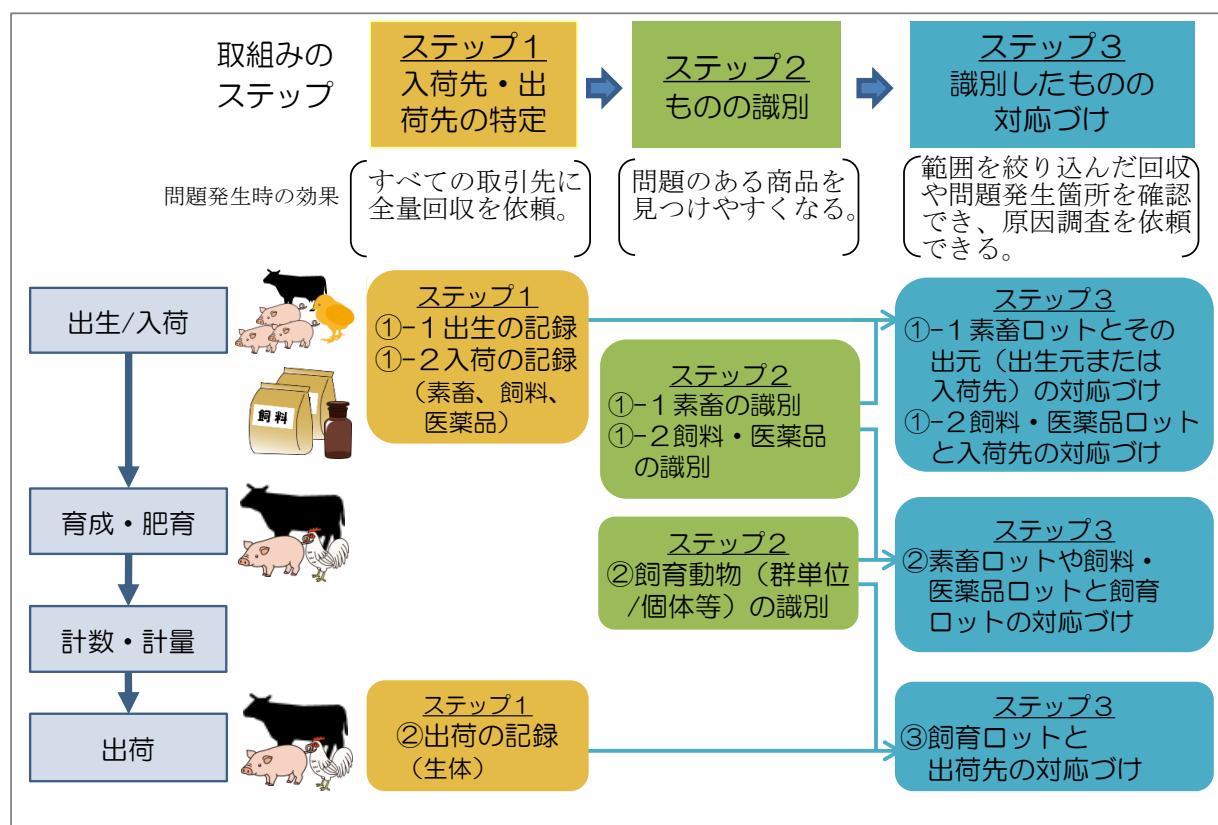
A 飼育した動物（生体）を出荷する：肉用牛生産業、養豚業、養鶏業（食鳥）

B 飼育した動物の生産物を収集し出荷する：酪農業および養鶏業（鶏卵）

A・B それぞれの取組みのステップと取組要素は図1-A、1-Bのとおりです。

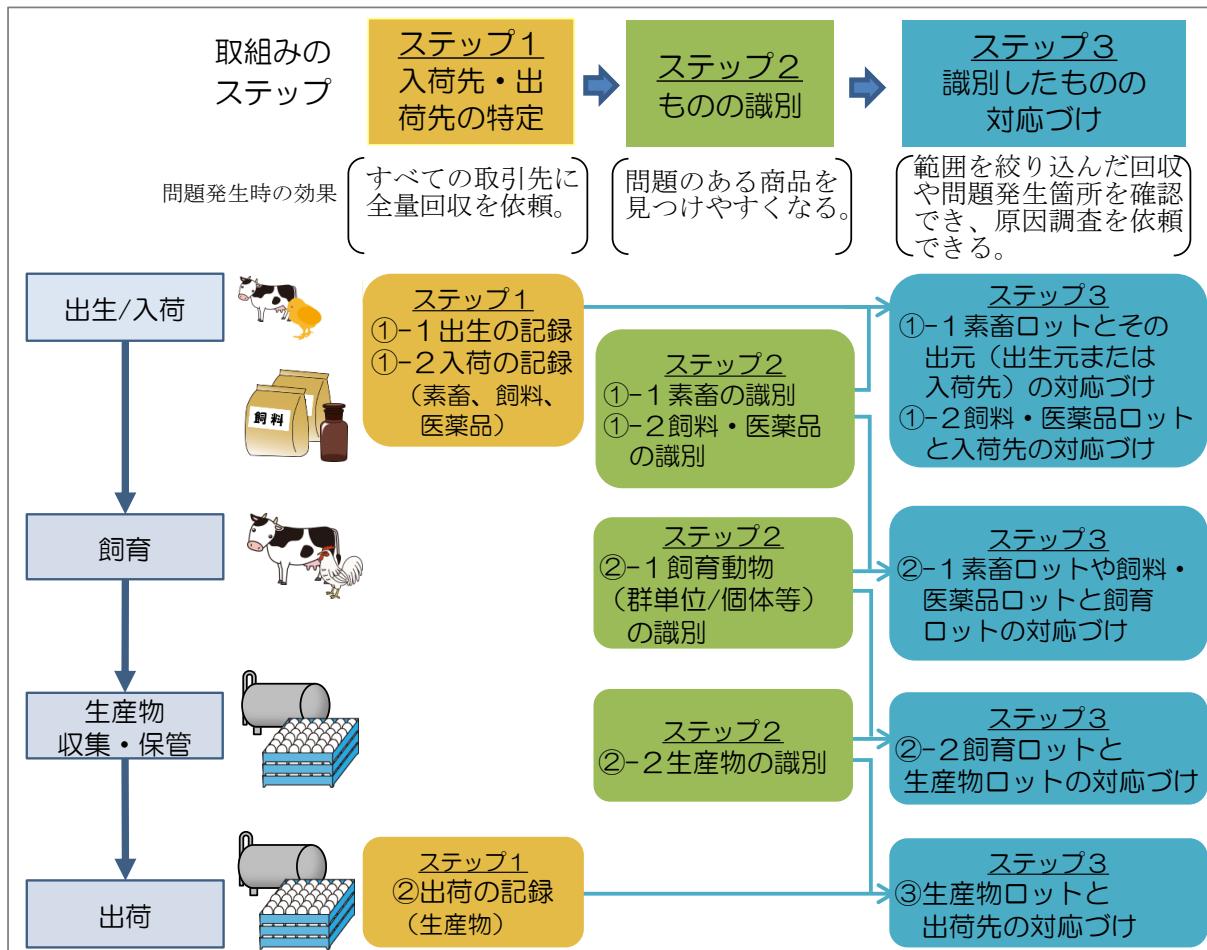
なお、畜種や業種ごとの取組みのステップと取組要素およびチェックリストは、別冊をご参照ください。

図1-A 取組みのステップと取組要素（飼育動物を出荷する場合）



注)「素畜ロット」「飼育ロット」等の用語については、p18をご覧ください。

図1-B 取組みのステップと取組要素（飼育動物の生産物を収集し出荷する場合）



One Point!

【畜産業におけるトレーサビリティと飼育管理記録との関係】

飼育管理記録は、食品安全の観点から、法令（薬事法）の定め（休薬期間など）を満たしているかを、通常出荷前に確認できるようにするのが目的です。

それに対し、トレーサビリティは、入荷してから出荷するまでのものの移動を把握できるようにします。事前の予測が困難な問題が発生したときの原因究明や回収に役立ちます。

すでに飼育管理記録を中心に取り組んでいる場合にも、チェックリストを使って、現在の記録によりトレーサビリティの取組要素が確保されているか確認し、必要に応じて改善しましょう。

どのステップまで取り組むかの検討

ステップ1は、すべての事業者に確実に取り組んでほしい内容です。日常の取引で使用される納品書や送り状があれば、それを保存することで達成できるので、新たなコストはあまり生じません。

一方、ステップ2やステップ3の取組みは、実施に伴いコストが生じます。どこまで取り組むかは、効果とコストのバランスを考慮し、みずから判断することが必要です。

効果とは、一つには問題発生時の消費者の健康被害の拡大を防ぐことができます。特にステップ3の取組みは、回収対象の限定、責任の明確化など、事業者自身の損失を小さくするメリットがあります。

■取組事例について

本書には「取組事例」を掲載しています。

左側に「基本」「課題対応」と分類を示しました。みずからの取組内容を確認し、作業手順を組み立てる際など、参考にしてください。

- ・基本：基本的・代表的な取組みの事例
- ・課題対応：取り扱う品目や取引形態の事情や課題に応じて工夫して取り組んでいる事例

4 ステップ1 出生元・入荷先・出荷先の特定

ステップ1では、出生、入荷、および出荷の記録の作成・保存に取り組みます。

欧州連合では、食品と食品生産のための動物、飼料全般について、「入荷の記録」と「出荷の記録」の作成・保存が事業者に義務づけられています。

①-1 出生の記録



【内容】出生に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どの出生元（母牛や母豚）から、③どの素畜（子牛や子豚）が、④どれだけ 出生したか

【効果】

- ・出生元（母牛や母豚）に何か問題が見つかった場合、素畜（子牛や子豚）を特定し調べることができる。
- ・出生元に問題がなかったか、原因を探索することができる。
- ・品種やブランドを表示・伝達する際、その根拠を示すことができる。

該当業種＝酪農業、肉用牛生産業、養豚業

①-2 入荷の記録（素畜、飼料・医薬品）



【内容】入荷に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どこから、③何を、④どれだけ 入荷したか

【効果】

- ・入荷先を確実に特定することができる。
- ・問題のある素畜や飼料・医薬品を入荷していないか、すぐに調べることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

②出荷の記録



【内容】出荷に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どこへ、③何を、④どれだけ 出荷したか

【効果】

- ・出荷先を確実に特定することができる。
- ・問題のある商品を含む全量回収になるが、出荷先に対して回収依頼を確実に伝達でき、事故が起ったときに消費者の健康被害の拡大を防止することができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

③販売の記録（消費者に直接販売する場合）



【内容】販売に関する情報を記録し、保存する。

①いつ、②何を、③どれだけ 販売したか

【効果】

- ・販売済みの商品がどれだけあるのか把握することができ、事故が起ったときに消費者に商品回収を呼びかけることで、健康被害の拡大を防止できる。

該当業種＝養鶏業（鶏卵）

4.1 出生の記録

【該当業種＝酪農業、肉用牛生産業、養豚業】



「出生の記録」は、みずからの農場で素畜（子牛や子豚）が出生する場合に取り組みます。素畜を他の事業者から導入する場合は、「入荷の記録」（4.2）に取り組みます。

「出生の記録」には、①いつ（出生日）、②どの出生元（母牛や母豚）から、③どの素畜（子牛や子豚）が、④どれだけという基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

（1）記録様式の決定

出生についての既存の記録様式や野帳・台帳を集め、基本4項目が記載されているか確認します。出生元とは、母畜（個体）や出産する母畜の飼育ロットをさします。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の記録様式や台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「出生の記録」の記録様式になります。牛は多くの場合、1頭ずつ出産するので「どれだけ」は必要に応じて記録します。

（基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、記録様式や台帳の様式を改めます。

（既存の記録様式がない場合）記録様式を作成する

既存の記録様式や野帳・台帳がない場合は、記録様式を作成します。野帳にのみ記載している場合は、記録様式や台帳に転記するなど、記録を作成します。

牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り組まれている「出生の届出」の項目のうち、①は出生の年月日、②は母牛の個体識別番号（個体管理番号）、③は子牛に装着した耳標に記された個体識別番号を活用することができます。

豚の場合



- ・出生元（母豚）と出生した素畜ロット（1腹単位の子豚）について記録しましょう。または同一期間に交配、分娩した出生元ロット（母豚ロット）と出生した素畜ロット（子豚ロット）について記録をする方法も考えられます。

(2) 保存方法の決定

出生の記録の保存方法を決めましょう。記録や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコンに電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」(p48) を参照してください。

牛の場合



- 酪農業、肉用牛生産では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り組まれている「出生の届出」の控えを活用することができます。また個体識別番号により家畜改良センターのデータベースを参照することでも構いません。

基本 | 取組事例1：交配や分娩の記録を出生の記録として活用

酪農業では、後継牛を育成するためにみずから農場で人工受精を行い、子牛を生ませる場合があります。

酪農家Aさんの農場では、どの母牛に人工受精したか、種付けが完了した日、分娩予定日をノートに記録しています。分娩日には、野帳に分娩日と出生した子牛の雌雄の別をメモしておき、後日、母牛の人工受精の記録と同じ行に、出生の記録として、野帳の記載内容を転記しています。人工受精と分娩の記録を合わせて行うことで、「いつ、どの出生元（母牛）から、どの素畜（子牛）が」出生したか、記録されます。出生した子牛へ付ける個体識別番号も併せて記録することで、素畜の識別の記録にも活用できます。なお、この農場では、牛は多くの場合が1頭ずつ出産するので「どれだけ」は記録していません。

【牛の人工授精と分娩記録を活用する例】

肉用牛生産における、素畜（子牛）の出生記録

母牛番号	種付日	分娩予定日	出生日	雌雄	個体識別番号
521	H27.1.24	H27.10.30	H27.10.31	♀	15*** 39***
195	H27.1.24	H27.10.30	H27.11.1	①いつ	13*** 40***
	H27.1.26	H27.11.1	H27.11.3	♀	13*** 48***
551	H27.2.18	H27.11.23	H27.11.22	♀	15*** 39***
587	H27.2.18	H27.11.23	H27.11.22	♂	15*** 39***
385	H27.3.5	H27.12.22			
428	H27.3.8	H27.12.25			

②どの出生元から

①いつ

③どの素畜が

4.2 入荷の記録

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



「入荷の記録」には、①いつ（入荷日）、②どこから（入荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

畜産業にとって素畜、飼料・医薬品が入荷品です。仕入れた素畜（子牛、子豚、ひなだけではなく、育成された導入牛や採卵鶏などの動物も含みます）だけではなく、飼料（配合飼料、単味飼料、食品残さなど。自家配合の原料も含みます）や医薬品（獣医師からの動物用医薬品指示書がなければ購入できない要指示医薬品も含みます）についても「入荷の記録」に取り組みます。

飼料となる作物や食品残さ等を無償で譲り受ける場合も「入荷の記録」に取り組みます。

（1）記録様式の決定

入荷についての既存の伝票（入荷伝票、納品書、送り状）や台帳（仕入台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目には、素畜の場合は品種名（牛の場合は個体識別番号）を記載します。飼料・医薬品は商品名を記載します。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票や台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「入荷の記録」の記録様式になります。

【入荷先からの販売明細を活用する例】

養鶏業（食鳥）における素畜（ひな）の入荷記録

①いつ	販売明細			②どこから
③何を				④どれだけ
	出荷日： 2015年 9月 15日			出荷者名：○○育成農場
	出荷先名：○○○農場			配送業者名：△△運送
品種名				
チャンキー（雌雄無選別）	28,300			MD・IB・FP済
チャンキー（オス）	3,300			MD・IB・FP済
チャンキー（メス）	3,200			MD・IB・FP済
合計	34,800	48g		



One Point!

【複数の事業所がある場合は、「どこへ」も重要】

複数の事業所（農場等）を持っている場合は、上記の基本4項目に加え、「どこへ（入荷した事業所や農場の名称または記号）」を加えた5項目の情報を記録します。

（基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票や台帳の様式を改めます。納品書のように、入荷先が伝票を作成している場合は、必要な項目を記載するよう、入荷先に依頼しましょう。

入荷先と現金取引をしていて伝票が発生しない場合でも、記録を残しましょう。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票や台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p10（様式①-1）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。



One Point!

【入荷・検品時の照合】

入荷先から受け取った伝票や送り状等の書類を「入荷の記録」とする場合には、「入荷の記録」に記載された情報（特に品名や数量）と実際の品物とが一致しているか確認します（照合）。

入荷・検品時の照合は、基本的な業務の一つですが、トレーサビリティのために正しい記録を残すという観点からも、重要な作業ですので、確実に実施しましょう。

牛の場合



・BSE の発生を防止するため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」では、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿）には、動物由来たん白質を含む飼料を給与することが禁止されています。

酪農業、肉用牛生産では、飼料の入荷・検品の際に、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」に記載がある「A 飼料」「反すう動物用飼料専用」または「牛用飼料専用」などの表示や伝票記載があるか、確認しましょう。

（2）保存方法の決定

入荷の記録の保存方法を決めましょう。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」(p48) を参照してください。

4.3 出荷の記録

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



「出荷の記録」には、①いつ（出荷日）、②どこへ（出荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

有償・無償にかかわらず、堆肥および堆肥の原料となる副生物（糞尿、敷きわら等）を提供する場合、繁殖活動を終えた母豚、廃牛、廃鶏を食肉用として出荷する場合や自家生産した飼料を出荷する場合も、「出荷の記録」に取り組みます。

（1）記録様式の決定

出荷についての既存の伝票（出荷伝票、納品書、送り状など）の控えや台帳（出荷台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目については、品種または品種を特定できる品名、牛を出荷する場合は個体識別番号が基本です。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票の控えや台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「出荷の記録」の記録様式になります。

【出荷先への出荷明細書を活用する例】

養豚業における、肉豚の出荷記録

出荷明細書																
<p>②どこへ</p> <p>出荷先名 〇〇〇〇〇 △△センター</p>																
<p>①いつ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0; border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr><td>出荷日</td><td colspan="2">2015年10月13日</td></tr> <tr><td>農場名</td><td colspan="2">〇〇農場</td></tr> <tr><td>運送会社名</td><td colspan="2">△△運送株式会社</td></tr> <tr><td>車No.</td><td>954</td><td>運転者</td></tr> </table>					出荷日	2015年10月13日		農場名	〇〇農場		運送会社名	△△運送株式会社		車No.	954	運転者
出荷日	2015年10月13日															
農場名	〇〇農場															
運送会社名	△△運送株式会社															
車No.	954	運転者														
<p>③何を</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0; border-collapse: collapse; width: 150px;"> <thead> <tr><th>品種</th><th>数量</th><th>と畜日</th><th>病歴/薬品使用状況</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>LWD</td><td>36</td><td>2015年10月14日</td><td>なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>					品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況	摘要	LWD	36	2015年10月14日	なし			
品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況	摘要												
LWD	36	2015年10月14日	なし													
<p>④どれだけ</p> <p>上記のとおり、出荷します。</p>																

（基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票の様式を改めます。出荷先が記録を作成している場合は、必要な情報を記載するよう、出荷先に依頼しましょう。

1つの様式だけで4項目すべてがそろう必要はありません。たとえば伝票に出荷先が明記されていなくても、契約書・精算書等の様式で特定できれば十分です。



One Point!

【複数の事業所がある場合は、「どこから」も重要】

みずからが複数の事業所（農場等）を持っている場合や、出荷に関わる物流業務を第三者に委託している場合には、上記の基本4項目に加え、「どこから（出荷した事業所や農場の名称または記号）」を加えた5項目の情報を記録します。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票の控えや台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11（様式①-2）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

（2）記録の保存方法の決定

出荷の記録の保存方法を決めましょう。

伝票の控えや台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p48）を参照してください。



One Point!

【畜ふんや堆肥についても「出荷の記録」に取り組むことが重要】

家畜や畜ふん中には、リストeria、O-157などの腸管出血性大腸菌、サルモネラなどの食中毒菌が含まれていることが知られています。農業者が、生の畜ふんやそれらを原料とした未熟堆肥を農地に散布した場合、作物への内部侵入や農産物へ土が付着するなど、食中毒菌の汚染リスクが生じます。これらの食中毒菌は、加熱以外の殺菌がきわめて難しく、加熱調理せずに食した場合、食中毒の原因となる可能性があります。

もちろん農産物や食品の安全は、農業者や食品製造業者らに責任がありますが、堆肥等に起因する問題が発生した場合の原因究明や合理的な再発防止策の検討に役立つ可能性があるので、「出荷の記録」に取り組むとよいでしょう。なお、肥料取締法では、肥料を生産した事業者が肥料の販売業者等に販売する場合、「出荷の記録」に取り組み、2年間保管することが義務づけられています（同法第27条）。

また、消費者へ直接販売する場合についても、①いつ（譲渡日または販売日）、②何を（品名）、③どれだけ（数量）という3つの項目について台帳等に記録することをお奨めします。無人販売を行う場合は、販売場所に帳面を設置し、消費者に「購入日」や「購入数量」を記帳してもらう方法があります。譲渡または販売済みの商品がどれだけあるのか把握することができ、事故が起こった際には、掲示等により、消費者全般へ商品回収を呼びかけ、被害の拡大を防止することができます。

4.4 販売の記録(消費者に直接販売する場合)

【該当業種＝養鶏業（鶏卵）】



消費者に直接販売する場合の「販売の記録」は、販売した生産物（鶏卵）に問題があることが分かったときに、その生産物（鶏卵）をいつ、どれだけ販売したか把握するために重要です。

「販売の記録」には、①いつ（販売日）、②何を（品名）、③どれだけ（数量）という3つの項目がすべて記載されていることが必要です。

①、②の記録があれば、何か問題が発生した際に、消費者全般に回収を呼びかけられます。商品回収を呼びかけることで、健康被害の拡大を防止することができます。さらに、③の記録があれば、どの程度回収が必要なのかがわかります。

直売所や、スーパーの地場産品コーナー等に出品し消費者に販売する場合には、直売所等を「出荷先」と考え、「出荷の記録」に取り組みましょう。

また、みずから生乳の処理を行い、または生体のと畜等を委託し、それらを原料として、みずから加工・販売を行う場合は、「製造・加工業編」の4.3を参照しましょう。

消費者に販売する場合は、相手が不特定なので、だれに（販売先）販売したかの記録は、省略しても構いません。

（1）記録様式の決定

既存の伝票やレシートの控え、台帳（販売台帳など）を集め、上記の3つの項目が記載されているか確認します。

（3つの項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票やレシートの控え、台帳で、すべての品目について3つの項目が記載されている場合には、それが「販売の記録」の記録様式になります。

（3つの項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、様式を改めます。

（伝票等の控えや台帳がない場合）記録様式を作成する

伝票やレシートの控え、台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11（様式①-2）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用いただいて構いません。

（2）記録の保存方法の決定

「販売の記録」の保存方法を決めましょう。

伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」を参照してください。